

天野和夫賞

『天野和夫賞』

第6回受賞者および選考理由

1. 『天野和夫賞』の趣旨

本賞は、法哲学者として著名な立命館大学元総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果ないし優れた成績を得たと認められる大学院学生および修了生、ならびに法の基礎理論の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その業績を顕彰することを目的とする。

2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

3. 第6回天野和夫賞選考の経過

2008年度については、規程第6条に基づき、竹瀆修・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、田中成明・関西学院大学大学院司法研究科教授（法哲学専攻）、平野仁彦・本学法学部教授（法哲学専攻）、大平祐一・本学法学部教授（法史学専攻）、渡辺千原・本学法学部教授（法社会

学専攻), 本山敦・本学法学部教授(民法専攻), 柳澤伸治・本学法学部副部長を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は, 2008年8月1日に開催され, 選考の結果, 以下のように決定した。

4. 第6回天野和夫賞受賞者とその選考理由

(1) 規程第3条1項1号該当者

佐川友佳子氏

最終学歴: 2008年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野: 刑法

学 位: 博士(法学) 立命館大学

博士論文: 「身分犯における正犯と共犯」

【選考理由】

本論文は, 刑法65条が規定する, 「身分犯の共犯」という問題についての研究である。同条の適用に際し, 犯罪類型によっては処断刑上の不均衡が生じることから, 様々な解釈論によって妥当な解決が模索されてきた。本論文は, 現行刑法の母法であるフランス法とドイツ法における対応を踏まえた上で, この問題に対して新たな解釈論を提示するオーストリア刑法について考察している。このオーストリア刑法の検討により, 本論文は, わが国で有力に主張されている学説の問題点を明らかにし, 批判的検討を加えている。このオーストリア刑法の詳細な分析は学界に貢献するところが大きいものである。また, 本論文の採用した手法は着実かつ緻密で, 原資料の読解・解釈も適切であり, 結論についても十分に説得的である。博士論文(甲号)として, 優れて高い水準に達しており, 賞賛に値する業績である。以上の点から, 天野賞に相応しいと判断される。

(2) 規程第3条1項2号該当者

西森菜津美氏

最終学歴：2008年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：憲法

学 位：修士（法学） 立命館大学

修士論文：「表現の自由と著作権 パロディ表現物に関する憲法的検討」

【選考理由】

本論文は、憲法学の観点から「パロディ著作物」における著作権（特に同一性保持権と翻案権）の侵害と表現の自由（憲法21条）との関係について考察したものである。「パロディ著作物」は、著作権侵害を惹起する可能性を本質的に内包するが、表現である以上、表現の自由による保障を受けるとも考えられる。本論文は、著作権と表現の自由との調整、殊に著作権侵害に基づく差止請求（著作権法112条）が、裁判所によって認容される場合の基準について論じる。先行業績が少ない主題に着目した意欲的な論考であり、修士論文として完成度の高い内容となっている。

(3) 規程第3条2項該当者

戒能通弘氏

最終学歴：2001年3月 同志社大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了

*同志社大学法学部専任講師を経て2007年4月より同志社大学法学部准教授

専門分野：法思想史

学 位：博士（法学）同志社大学（2001年3月）

著 書：『世界の立法者、ベンサム 功利主義法思想の再生』（日本

評論社2007年)

【選考理由】

本書は、功利主義的立法論を説き17～18世紀英国において法制度改革を唱導したベンサム（Benjamin Franklin）の法思想に、現代的観点から新しい光を当てた法思想史研究である。

ベンサムの功利主義に対してはこれまでさまざまな批判が向けられてきた。ハイエク、ロールズ、フーコーらが問題にしたのは、功利原理による設計主義、少数者の犠牲を正当化する多数者利益支配、パノプチコンに見られる合理主義的管理などである。しかし、著者はベンサムの総合法典（パノミオン）論に注目し、実践的にも、アメリカをはじめ当時の各国に「完璧な法典」化を勧めて「世界の立法者」たらんとしたところにこそ「真のベンサム像」があるのではないかと指摘する。また、パノミオン論に見られる「期待の安全」、「国民の意志」の尊重、「世論法廷」の重視といったベンサムの考え方には、多数者専制ではなく、むしろ共和主義的側面があるとして、批判論に重大な再考を迫る。

編纂が進められた膨大な原資料をもとに、また近年のさまざまなベンサム研究をふまえてその法理論の全体像を描き出し、ベンサム研究に新しい階段を築いた。法思想史研究ではあるが、民主的立法の基礎を探究するという今日の課題に応え、功利主義的立法論の現代的意義を積極的に打ち出した。広い問題関心に支えられた慎重な分析と着実な構成力は、基礎法学研究として高く評価される。以上の点から天野賞に相応しいと判断した。

濱 真一郎氏

最終学歴：1995年3月 同志社大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了

1998年9月 エディンバラ大学 LL. M. 課程修了

* 同志社大学法学部助教授を経て2007年4月より同志社大学法学部准

教授

専門分野：法哲学・法思想史

学 位：修士（法学）同志社大学（1995年3月）

LL. M. エディンバラ大学（1998年9月）

著 書：『バーリンの自由論 多元論的リベラリズムの系譜』（勁草書房2008年）

【選考理由】

英国の著名な思想史研究者アイザイア・バーリンは、自由概念に積極的自由と消極的自由の区別を導入したことで知られる。その自由論は、積極的自由の危険性と消極的自由の重要性を説くものであったが、必ずしも消極的自由の一元論をよしとしたわけではない。相異なる価値が通約不可能な形で存在することを認めつつ、互いに共生しうる条件を探る自由社会の秩序構想を含むものであった。著者はそれを「多元論的リベラリズム」と呼ぶ。

本書は、バーリンの自由論に法哲学的観点からアプローチし、多元論とリベラリズムを結合する自由論の本性を解明している。また、自律と寛容の卓越主義的リベラリズムを説いたラズ、「恐怖のリベラリズム」論のシュクラー、他者のニーズに配慮する「品位ある社会の自由論」を唱えたイグナティエフなど、バーリンの影響を受けた自由論のさまざまな展開を丹念かつ明快に論じ、ロールズや 그레이の主張との批判的対質をも経ながら、多元論的リベラリズムの系譜とその現代的意義を明らかにしている。

5. 『天野和夫賞』授賞式

2008年10月3日、本賞の受賞者出席のもと、吉田美喜夫・本学法学部長の司会により『天野和夫賞第6回授賞式』が開催され、川口清史・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、竹濱修・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授賞式

は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。